

令和 8 年度事業計画

■基本方針

当財団は児童・青少年の健全育成、生涯学習等市民学習の振興及び教育施設等の環境整備に関する事業を行い、地域社会の健全な発展を支えるとともに人材育成に寄与することを目的としている。その目的を達成するため、各事業において、さらなるサービスの向上と収入の獲得、コスト削減に努め、効率的な運営を行う。

■事業内容

1. 児童いきいき放課後事業【受託事業】

児童いきいき放課後事業は、大阪市内すべての市立小学校において、平日の放課後、土曜日、長期休業日等に児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習等を活動内容として実施している。

当財団は、全 279 小学校のうち、189 小学校の「いきいき活動室」において、放課後の居場所として安全で安心して児童が楽しく過ごせるよう工夫しながら運営する。令和 8 年度は特別活動の充実と「職員」の人材確保・資質向上などに取り組む。

受託期間：北区、天王寺区、東成区、生野区、旭区、阿倍野区、平野区

－令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日の 3 年間

受託期間：此花区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、東淀川区（井高野小学校区を除く）、住之江区、住吉区、西成区

－令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日の 5 年間

2. キッズプラザ事業【自主事業】

キッズプラザ大阪は、「遊びながら学ぶ」を基本にした“体験型幼児教育施設”のひとつである。

館は自然科学・文化・社会等をテーマにしたハンズオン展示を特徴とし、こどもたちの創造性を培い、可能性や個性を伸ばすことを基本理念に「こどものための博物館」として運営している。

土日祝日、春休み・夏休み等を中心に特別イベントや、企画展を実施するほか、常設プログラムとして、ニュース番組づくりができる「わいわいスタジオ」、パソコンを使った「コンピューター工房」、アートをテーマにした「創作工房」などでワークショップを実施する。

令和 8 年度は、大阪市の就学前教育カリキュラム等に基づいた「総合的な学びの場」の提供や幼児教育と小学校教育との円滑な接続の場の提供を館運営の重点指針とし、新たな公募に向けた提案内容の充実に取り組む。

また、「園外保育のヒント集」「遠足のヒント集」を基軸として、子どもたちの学びを一層深める取組をめざすとともに、団体利用者の利便性を図ることにより、学校園の利用促進につなげる。

運営協定期間：平成 30 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の 9 年間

3. 子ども・子育てプラザ事業【受託事業】

子ども・子育てプラザでは、在宅での子育て家庭や地域での子育て活動を支援し、また乳幼児期の親子や子育て支援者、就学期の子どもが集い交流する機会を提供するなど、地域福祉活動の推進を図る子育て支援活動を実施している。

当財団では、24区のうち、6区（北区、港区、鶴見区、阿倍野区、平野区、西成区）の子ども・子育てプラザを運営する。

また、子育て親子の交流の場の提供や交流促進を図る『つどいの広場』、青少年の健全育成のために子どもたちが自由に遊べる場所を提供するほか、子育てを地域で相互援助する『ファミリー・サポート・センター事業』では制度の充実を図るため、全6区で提供会員養成講座を開催する。

令和8年度は新たな公募に向けた提案内容の充実と人材の育成・資質向上に取り組む。

受託期間：北区、鶴見区、阿倍野区、平野区、西成区－令和4年4月1日～

令和9年3月31日の5年間

港区－令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間

4. 青少年教育事業

（1）地域こども体験学習事業【受託事業】

地域こども体験学習事業は、地域のこども育成団体が、自らの力で子どもたちに体験学習の機会を提供できるよう支援するとともに、幼児から学齢期の子どもたちが、身近な地域で、自然体験・文化体験・ものづくり体験など多様な体験ができるプログラムを提供することで、子どもたちの「生きる力」を育む地域の取組みをバックアップする事業を実施している。

受託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間

（2）いきいき体験事業【自主事業】

当財団が受託している児童いきいき放課後事業の「いきいき活動室」において、地域こども体験学習事業でのノウハウを活かした体験活動を実施する。

5. こども文化センター事業【指定管理事業】

こども文化センターは、優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図ることを目的として設置されている。

センターでは、子どもたちに音楽、演劇などを本格的な劇場で鑑賞する機会を提供するほか、自ら体験・発表する各種教室の開催など、こどもの健全育成にかかる事業を実施する。

こども文化センターは、大阪市立男女共同参画センター西部館（クレオ大阪西）との合築施設であり、指定管理業務は、一般財団法人大阪男女いきいき財団他2社と共同で実施する。

指定期間：令和7年4月1日～令和17年3月31日の10年間

6. 子どもの室内遊び場事業【受託事業】

柏原市立市民交流センター内 1 階子どもの室内遊び場において 0 歳～小学生を対象に、発達段階に応じた遊具などを通して子どもが主体的に行動することができる室内遊び場を運営する。子どもの育ちと子育てを支える 親子の安心と交流の場として様々なイベントを実施する。

受託期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の 1 年間

7. 生涯学習センター事業【指定管理事業】【自主事業】

生涯学習センターは、大阪市立生涯学習センター条例に基づき、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与することを目的として設置されている。

事業としては、全市的な生涯学習推進の中核施設である総合生涯学習センターと、現代的・社会的課題に関する学習機会の提供を担う拠点施設である市民学習センター（阿倍野、難波）の 3 館が一体となって、施設管理並びに情報収集・提供と学習相談、学習機会の提供、人材養成・研修、多様な組織・団体とのネットワーク形成、グループ支援、地域における生涯学習への支援などの取組みを実施する。

令和 8 年度は安定した施設運営を継続できるよう、利用率の向上をめざし新たな利用者獲得につながる積極的な広報や、多様な社会課題に応じた事業運営に取り組んでいく。

また、財団の自主事業として、市民の生涯学習活動の振興に資する資格取得やパソコン操作、語学、といった教養・実技講座などさまざまな事業を実施する。

指定期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日の 5 年間

クラフトパーク事業【指定管理事業】【自主事業】

令和 7 年度末で指定管理業務の受託を終了

区民センター事業【指定管理事業】【自主事業】

令和 7 年度末で指定管理業務の受託を終了